

電気工事士免状交付等チェックリスト

(R7.5)

	提出書類	チェック項目	チェック
1 第二種電気工事士免状交付申請 (※5,300円) 養成施設指定校修了者の場合 (④→⑤)	①交付申請書	押印不要、収入証紙は経過欄に貼付	
	②住民票の写し等	1通(詳細は、補足資料でご確認ください。)	
	③写 真	1枚(裏に氏名記入要)縦4cm×横3cm、直近6ヶ月以内に撮影されたもの	
	④合格通知書	原本(ハガキ)	
	⑤養成施設修了証	「第二種電気工事士養成施設指定校一覧」を確認	
2 第一種電気工事士免状交付申請(試験合格) (※6,000円)	①交付申請書	押印不要、収入証紙は経過欄に貼付	
	②住民票の写し等	1通(詳細は、補足資料でご確認ください。)	
	③写 真	1枚(裏に氏名記入要)縦4cm×横3cm、直近6ヶ月以内に撮影されたもの	
	④合格通知書	原本(ハガキ)	
	⑤実務経験証明書	【一般用電気工作物に係る実務経験の場合】 ・第二種電気工事士免状取得後の実務経験であるか ・電気工事業登録(届出)業者による証明であるか(証明者印要) ・実務経験の期間が3年以上あるか	
	⑥電気工事関係の免状	第二種電気工事士ほか、電気主任技術者、認定電気工事従事者等、保有している免状	
3 第一種電気工事士免状交付申請(認定) (※6,000円) 高圧電気工事技術者試験合格者 電気主任技術者試験合格者(一種・二種・三種)	①交付申請書	押印不要、収入証紙は経過欄に貼付	
	②認定申請書	本人自署の場合押印不要。高圧→電気工事士法施行規則第2条4項に規定する工事経験年数欄3年以上要。電気主任→電気工作物の工事、維持運用に関する実務の経験年数5年以上要。	
	③写 真	1枚(裏に氏名記入要)縦4cm×横3cm、直近6ヶ月以内に撮影されたもの	
	④住民票の写し等	1通(詳細は、補足資料でご確認ください。)	
	⑤合格証(写し)	高圧の場合、(一社)日本電気協会又は(一財)電気技術者試験センターが行った試験。 電気主任技術者免状取得者の場合、(一財)電気技術者試験センターが行った試験。	
	⑥実務経験証明書 高圧3年 電気主任5年	高圧の場合、電気工事業登録業者の証明要(証明者印要)。電気主任の場合、自家用電気工作物設置者(産経局に電気主任技術者の届出をしている業者であること。)	
4 免状再交付申請 (※2,700円)	①交付申請書	押印不要、収入証紙は経過欄に貼付	
	②写 真	1枚(裏に氏名記入要)縦4cm×横3cm、直近6ヶ月以内に撮影されたもの	
5 免状書換え申請 (※2,700円)	①交付申請書	押印不要、収入証紙は経過欄に貼付	
	②戸籍抄本等	1通直近6ヶ月以内に発行されたもの(旧姓への書換を申請する場合は、補足資料をご確認ください。)	
	③免 状		
	④写 真	1枚(裏に氏名記入要)縦4cm×横3cm、直近6ヶ月以内に撮影されたもの	

※鹿児島県収入証紙をご購入ください。

※県外にお住まいの方など、鹿児島県収入証紙の購入が困難な場合は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

鹿児島県産業立地課管理調整係 TEL099-286-2965, FAX099-286-5578

鹿児島県電気工事業工業組合 TEL099-255-5507, FAX099-255-5549

【受付窓口】

○郵送又は持参の場合(郵送の際は簡易書留をご利用ください)

〒890-0062 鹿児島市与次郎1丁目3-11 2F 鹿児島県電気工事業工業組合

○持参の場合

〒890-0062 鹿児島市与次郎1丁目3-11 1F 鹿児島県電気工事業協同組合

〒893-0006 鹿屋市向江町25-17 大隅電気工事業協同組合

〒895-0055 薩摩川内市西開聞町182 川薩電気工事業協同組合

〒899-4341 霧島市国分野口東1-50九州電力(株)霧島営業所内 始良伊佐電気工事業協同組合

〒897-0001 南さつま市加世田村原1-9-8 加世田電気工事業協同組合

〒891-0401 指宿市大牟礼2-36-19 指宿市郡電気工事業協同組合

〒899-0202 出水市昭和町28-2 出水電気工事業協同組合

〒899-7103 志布志市志布志町志布志1501 曾於地区電気工事業協同組合

〒894-0036 奄美市名瀬長浜町29-29 大島電気工事業協同組合

〒890-0056 鹿児島市下荒田3-42-14パークタウン下荒田105号 電九協鹿児島県電設協同組合

【補足】

申請者情報確認の添付書類等について

1 住民票の写し等の添付について

令和4年4月1日より添付書類が緩和されたことに伴い、従来は住民票の写し（原本）の添付をいただいていたが、官公庁が発行・発給する住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類（以下「住民票の写し等」という。）のコピーを添付の上、申請いただけることになりました。ご不明な点は問合せ先までお問い合わせください。

- (1) 具体的な書類例
 - ・ マイナンバーカード（裏面不要）
 - ・ 運転免許証
 - ・ 住民票記載事項証明書 など
- (2) 住民票の写しはコピーでも認められます。
- (3) 有効期間・期限のある書類は申請書を提出される時点で有効なものに、有効期間・期限のない書類は申請書を提出される日前6月以内に発行・発給された書類に限ります。
- (4) 申請者の情報が正確に記載されている書類に限ります。（住所変更のされていない運転免許証等は不可。）
- (5) 書類作成後、申請者本人が、住所、氏名又は生年月日のいずれかを発行後、自ら記入・修正するようなものについては認められません。（パスポート、健康保険証等）
- (6) 民間が発行する会員証等は認められません。

2 旧姓使用について

令和4年1月1日より、電気工事士免状での旧姓使用が可能となりました。旧姓使用を希望される場合は、各申請書に旧姓でご記入の上、申請ください。

- (1) 旧姓の併記された住民票の写し等の添付が必要です。
- (2) 旧姓に戻す事も認められますので、ご希望の場合は書換え申請書に必要な書類を添付の上、申請ください。
- (3) 電気工事士免状へは旧姓のみの記載となります。（新姓との併記はできません。）
- (4) 各種免状間で旧姓・新姓の記載を統一する必要はありません。